

重 要 事 項 説 明 書【介護保険】

1.事業所の概要

事業所名	あすなろ訪問看護ステーション		
所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115－483		
提供可能サービス	訪問看護・予防訪問看護		
介護保険事業所番号	4060490010号		
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者	連絡先
	訪問看護・予防訪問看護	安永 弥生	092-936-9653
サービス提供地域	須恵町・志免町・宇美町・粕屋町・博多区		

2.事業所の職員体制

職 種		従事するサービス種類	人 員
管理者		訪問看護	1名
サ ー ビ ス 提 供 者	看護師	訪問看護	5名以上
	PT(理学療法士)	リハビリ	必要数
	OT(作業療法士)	リハビリ	必要数
	ST(言語聴覚士)	リハビリ	必要数
事務職		事 務	1名

3.営業日・時間

サービス種類	平日・土曜日	休祭日
訪問看護	8:30～17:00	

※訪問看護は12月31日(12:30)～1月3日までは「休祭日」の扱いになります。
※電話等により24時間連絡可能な体制で営業時間にかかわらずサービス提供を随時相談に応じます。

4.サービス利用及び利用者負担

サービス利用及び利用者負担			ご利用者様負担額							
基本料金			単位数		1割負担		2割負担		3割負担	
			要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援
訪問看護	20分未満	1回/毎	314	303	¥314	¥303	¥628	¥606	¥942	¥909
	30分未満	1回/毎	471	451	¥471	¥451	¥942	¥902	¥1,413	¥1,353
	30分以上60分未満	1回/毎	823	794	¥823	¥794	¥1,646	¥1,588	¥2,469	¥2,382
	60分以上90分未満	1回/毎	1,128	1,090	¥1,128	¥1,090	¥2,256	¥2,180	¥3,384	¥3,270
リハビリ	1回 20分	1回/毎	294	284	¥294	¥284	¥588	¥568	¥882	¥852
	1回 40分	1回/毎	588	568	¥588	¥568	¥1,176	¥1,136	¥1,764	¥1,704
※早朝(6～8時)・夜間(18～22時) 25%割増 深夜(22～翌6時)50%割増										
サービス提供体制加算		1回	6		¥6		¥12		¥18	
初回加算		初月又は該当月	300		¥300		¥600		¥900	
緊急時訪問看護加算		1回/月	600		¥600		¥1,200		¥1,800	
特別管理加算Ⅰ		1回/月	500		¥500		¥1,000		¥1,500	
特別管理加算Ⅱ		1回/月	250		¥250		¥500		¥750	
ターミナルケア加算		該当月	2,500		¥2,500		¥5,000		¥7,500	
特定処遇改善加算			単位数の1.8%が加算されます							

5.その他の利用料金(税別)

※令和8年6月改定

交通費	¥0	通常の事業実施区域内
	¥500	実施地域以外から片道15km未満
	¥1,000	実施地域以外から片道15km以上
死後の処置料	¥10,000	※死亡時の訪問の場合に頂きます。
訪問時間内のキャンセル	利用料金の50%	利用者都合の場合(急変など除く)
自費訪問看護	5,000円/1時間	介護保険適用外の場合
有料駐車場代	実費※駐車場の確保が困難な場合や有料駐車場を利用せざるを得ない場合に限る	

- ・1単位＝10.00円で計算した場合の金額です。
- ・一ヶ月の合計単位数での計算になるため、誤差が発生する場合があります。
- ・介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。
- ・急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護が必要になった場合は、医療保険の取扱いとなります。

6.キャンセル

①利用者がサービスの利用中止をする際は、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 ： 092－936－9653

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の前々日までにご連絡下さい。

※当日訪問時のキャンセル(利用者都合)はキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。
(但し、利用者の急変などの緊急の場合はキャンセル料は不要です)

7.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に関わる居宅介護支援事業所に対して、連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い、原因を解明し再発防止の対策を講じます。

8.緊急時の救急車の同乗他

介護保険に関わる訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。
このため、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外サービス(自費訪問看護)となりますことをご了承下さい。
別途、時間単位による自費、搬送先病院からの看護師交通費などを請求させていただく場合があります。

9.カスタマーハラスメントについて

当事業所では安全な労働環境と質の高いサービス継続のため、大声での叱責、人格否定、不当な要求、性的な言動などのカスハラ行為を対象とした対策を講じています。該当行為が認められた場合は、複数名での訪問やサービス停止・契約解除の措置をとる場合があります。なお、正当なご意見や苦情はこれまでどおり誠意をもって対応いたします。

10.相談・苦情窓口

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。
【電話】092－936－9653 【FAX】092－936－9655 担当者:訪問看護管理者 安永 弥生

利用者からの苦情を処理する為に講ずる措置の概要

【事業所名】 医療法人社団 正信会 あすなろ訪問看護ステーション
【サービスの種類】 訪問看護・介護予防訪問看護

設置の概要

1.利用者からの相談又は苦情などに対する窓口(連絡先)担当者の設置

※相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。
また、担当者不在時は基本的な事項については、誰もが対応出来る様にすると共に、担当者が引継ぎを行います。
【電話】092－936－9653 【FAX】092－936－9655 担当者:訪問看護管理者 安永 弥生

2.円満、かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ・苦情があった場合には、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接出向くなどして、詳しい事情を聴くと共に、担当者からも事情を確認します。
- ・管理者が、必要あると判断した場合は、検討会議を行い、結果を必ず翌日までには具体的な対応をします。(利用者に謝罪に行く、改善の取組みに対する検証・報告を行う。)
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。処理内容を苦情のあった指定居宅介護支援事業所の介護支援相談員に報告します。

3.その他 参考事項

・普段から苦情が出ないように、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛けます。(毎日、重要事項伝達の確認とスタッフに対する研修の実施 等)

4.公共機関の相談窓口

窓 口	住 所	電 話	FAX
須恵町地域包括支援センター	須恵町大字須恵771	092-932-1180	092-957-6242
宇美町地域包括支援センター	宇美町宇美5丁目1-1	092-934-2249	092-957-0286
志免町地域包括支援センター	志免町志免中央1丁目1-1	092-935-1001	092-935-2456
粕屋町役場 介護福祉課	粕屋町駕与丁1丁目1-1	092-938-0229	092-938-3150
粕屋町支部広域連合相談窓口	久山町大字久原3168-1	092-652-3111	092-652-3106
篠栗町地域包括支援センター	篠栗町大字篠栗4855-5	092-948-6650	092-947-7977
大野城市長寿支援課介護サービス担当	大野城市曙町2丁目2-1	092-580-1860	092-573-8083
博多区役所 介護保険課	福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1078	092-441-1455
福岡市東区役所 介護保険課	福岡市東区箱崎2-54-1	092-645-1071	092-631-2191
福岡市南区役所 介護保険課	福岡市南区塩原3-25-3	092-559-5127	092-512-8811
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2771	093-582-2095
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13-47	092-642-7859	092-642-7857

